

特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ

日常生活に常時特別の介護を必要とする障害者(児)で、支給要件を満たす方に特別障害者手当、障害児福祉手当が支給されます。該当すると思われる方は市社会福祉課に申請してください。

※手当を受けるには、所定の書類を提出し、認定請求する必要がありますので、ご申請ください。

特別障害者手当【身体・知的・精神】

対象者 特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方。

支給対象にある障害の程度

1. 下記①～⑦の障害が重複する方
 - ①両眼の視力の和が0.04以下の方
 - ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方
 - ③両上肢の機能に著しい障害を有する方または両上肢の全ての指を欠く方もしくは両上肢全ての指の機能に著しい障害を有する方
 - ④両下肢の機能に著しい障害を有する方または両下肢を足関節以上で欠く方
 - ⑤体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有する方
 - ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であって、日常生活で常時特別な介護を要する方
 - ⑦精神の障害であって、①～⑥と同程度以上と認められる程度の方
2. 1の障害と同程度以上と認められる程度の方

支給制限

- ①受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき(受給資格者の所得には非課税である障害基礎年金を含みます)
- ②身体障害者更生施設などの社会福祉施設に入所している方
- ③病院または診療所に3カ月を超えて入院している方

支給金額 26,340円(月額)

支給月 <手当の支払い月>2月・5月・8月・11月

障害児福祉手当【障害児(身体・知的・精神)】

対象者 日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度の障害児(20歳未満)

支給対象にある障害の程度

- ①両眼の視力の和が0.02以下の方
- ②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の方
- ③両上肢の機能に著しい障害を有する方
- ④両上肢の全ての指を欠く方
- ⑤両下肢の用を全く廃した方
- ⑥両大腿を2分の1以上失った方
- ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有する方
- ⑧①～⑦に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であって、日常生活で常時特別な介護を要する方
- ⑨精神の障害であって、①～⑧と同程度以上と認められる程度の方
- ⑩身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が①～⑨と同程度以上と認められる程度の方

支給制限

- ①受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- ②肢体不自由児施設などに入所している方
- ③障害を支給事由とする年金給付を受けている方

支給金額 14,330円(月額)

支給月 <手当の支払い月>2月・5月・8月・11月

特別障害者手当・障害児福祉手当の額改定のお知らせ

4月1日、特別障害者手当・障害児福祉手当の支給額が改定されましたので、受給者の皆さん、ご確認願います。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
月額	26,340円	14,330円

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当に関する問い合わせ 市社会福祉課
☎内線1711、1712